

中小企業大学校広島校における企業及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務並びに施設の運営等業務に関する事業契約書(案)

事業契約書

- 1 事業名 中小企業大学校広島校における企業及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務並びに施設の運営等業務
- 2 実施場所 広島県広島市西区草津新町1-21-5 中小企業大学校広島校
- 3 契約期間 平成26年 月 日～平成29年3月31日
- 4 契約金額 委託費は、〇〇円（うち消費税額及び地方消費税〇〇円）とする。
うち、研修業務委託費は、〇〇円（うち消費税額及び地方消費税〇〇円）、施設管理運営業務委託費は、〇〇円（うち消費税額及び地方消費税〇〇円）とする。

上記の事業について、発注者独立行政法人中小企業基盤整備機構中国本部（以下「甲」という。）と受託者〇〇（以下「乙」という。）とは、各々対等な立場における合意に基づき、以降の条項に従って公正な事業契約（以下「本契約」という。）を締結し、甲と乙とが相互に協力し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本契約を証するため、本書を2通作成し、甲・乙がそれぞれ記名押印の上、各自2通を保有する。

なお、本契約は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第3章第2節に定める国の行政機関等による民間競争入札の実施等に基づき締結される契約であって、本契約の履行は、同法の適用の下になされる。

平成 26 年〇月〇日

甲 所在地 広島県広島市中区八丁堀 5 番 7 号
名 称 独立行政法人中小企業基盤整備機構中国本部
分任契約担当役
本 部 長 齊 藤 三

乙 (共同事業体) 名 称 〇〇

(受託者代表) 所在地
名 称
代表者

(構成員) 所在地
名 称
代表者

共同受託に関する特記条件

- 1 〇〇は、甲に対して、連帯して、本契約の各条項に基づく債務に関する責任を負うものとする。
- 2 甲は、乙らに対する本契約に基づく行為については、全て受託者〇〇を相手方とし、これに通知した事項については、他の受託者に対しても通知したものとみなす。

第1章 総則

(目的)

第1条 甲は、中小企業大学校における企業及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務並びに施設の運営等業務民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）に定める中小企業大学校広島校（以下「広島校」という。）における企業向け研修（中小企業政策実施の要請に基づく研修を除く。）及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務（以下「研修業務」という。）並びに施設の管理・運営業務（以下「施設管理運営業務」という。また、以下研修業務と施設管理運営業務を併せて「研修・施設管理運営業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託し、適正かつ円滑に実施する。

(用語の定義)

第2条 本契約で用いる用語の定義は別紙1のとおりとする。

(公共性及び法令の遵守)

第3条 乙は、研修・施設管理運営業務の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 乙は、研修・施設管理運営業務の実施にあたり、法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって研修・施設管理運営業務を行わなければならない。

(研修・施設管理運営業務の内容)

第4条 研修・施設管理運営業務の内容は、実施要項2.(2)に定める業務とする。

2 甲と乙とは、前項に掲げる研修・施設管理運営業務の内容の詳細を記載し甲が提示した実施要項、入札仕様書及び乙が提出し甲が承認した提案書類が、本契約における研修・施設管理運営業務の内容を構成することを確認し、これを誠実に履行する。

3 本契約、実施要項、入札仕様書及び乙が提出し甲が承認した提案書類の記載に齟齬がある場合には、本契約、実施要項、入札仕様書、乙が提出し甲が承認した提案書類の順にその解釈が優先する。

4 前項に定める各書類間で疑義が生じた場合は、甲及び乙の間において協議のうえ、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。

5 乙は、研修・施設管理運営業務を遂行するために必要な手段について、次に特別に定めるもののほか一切のものを自己の責任において定めることができる。

一 本契約書及びそれに付随した書類

二 実施要項、入札仕様書、及び乙が提出し甲が承認した提案書類

(研修・施設管理運営業務の内容の変更)

第5条 研修・施設管理運営業務の開始後に、甲が提示した実施要項及び入札仕様書の内

容を変更したり、乙が提出し甲が承認した提案書類の内容を変更したりするなどの、研修・施設管理運営業務の内容の変更を希望する場合には、予め協議の上、合意しなければならない。

(再委託の禁止等)

第 6 条 乙は、研修・施設管理運営業務の全部を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。また、乙は、研修業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

2 乙は、予め甲の書面による承認を受けた場合に限り、研修業務の一部及び施設管理運営業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせることができる。

3 乙は、本契約締結後再委託を行う場合は、書面により、再委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収その他管理・運営の方法を明らかにした上で甲の承諾を得るものとする。

4 第 2 項及び前項に基づく第三者の使用は、全て乙の責任及び費用負担において行い、当該第三者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

(権利義務の譲渡等)

第 7 条 乙は、予め甲の書面による承諾を得た場合を除き、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

(責任の負担)

第 8 条 乙は、本契約に従い甲が確認又は甲に通知することとされている事項について、その確認又は通知したことをもって、研修・施設管理運営業務にかかる責任を軽減又は免除されるものではない。

第 2 章 業務の遂行

第 1 節 総則

(業務計画及び報告)

第 9 条 乙は、甲に対し、実施要項及び入札仕様書の定めに従い、研修・施設管理運営業務の開始に先立ち、研修・施設管理運営業務に関する事業運営計画書を作成し、所定の期日までに提出するものとする。

2 乙は、甲に対し、実施要項及び入札仕様書の定めに従い、研修・施設管理運営業務の運営状況に関する月次報告及び年間事業実績報告(以下「実績報告書」という。)を作成し、所定の期日までに提出するものとする。

(報告義務)

第10条 乙は、契約期間中、甲から研修・施設管理運営業務の遂行について報告を求められたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

(統括責任者)

第11条 乙は、研修・施設管理運営業務の適切な実施を確保するため研修・施設管理運営業務を統括する責任者(以下「統括責任者」という。)及び各業務に係る責任者を配置しなければならない。

2 統括責任者、各業務の責任者を変更した場合、甲に速やかに通知し、その承諾を受けなければならない。

(業務遂行の体制整備)

第12条 乙は、研修・施設管理運営業務を遂行するにあたっての実施体制を整備し、本体制に従い、業務従事者を配置する。

2 乙は、実施要項及び入札仕様書の定めに従い、業務従事者の名簿を作成し、これを甲に提出する。

3 乙は、業務従事者に異動があった場合には、速やかにその旨及び異動後の業務従事者を甲に報告するとともに、新たに着任した業務従事者に関しては、実施要項及び入札仕様書に定める所定事項を記載し所定資料を添付した資料を提出する。

4 甲は、業務従事者が研修・施設管理運営業務を行うことについて不相当と認めるときは、乙に対して、その事由を示した上で、交代を求めることができる。

(施設・設備・備品等の貸与)

第13条 甲は、実施要項及び入札仕様書に定める範囲内において、施設・設備・備品等を無償で乙に使用させるものとする。

2 乙は、貸与された施設・設備・備品等については、善良な管理者の注意を持ってこれを管理するものとし、故意又は過失により損害を与えた場合は、乙の責任において、その損害を賠償するものとする。

3 本契約が終了したときは、乙は甲により貸与された施設・設備・備品等を甲の立会いのもとに検査を受け返還するものとする。

(火災・盗難等の予防)

第14条 乙は、退出時における火気の完全消火、その他火災、盗難予防に万全の注意を払うものとする。

2 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとり、災害等による損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。

- 3 前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。
- 4 乙が第2項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、通常の管理行為の範囲を超えるものと認められる部分については、甲が負担する。

(第三者との紛争解決)

第15条 乙の研修・施設管理運営業務についての第三者との紛争については、乙の責任と費用負担において、乙がこれを処理するものとする。

(研修・施設管理運営業務に従事する者)

第16条 乙の研修・施設管理運営業務に従事する者が行う業務上の行為は、全て乙の責任とする。

- 2 乙は、研修・施設管理運営業務に従事する者の風紀、衛生及び作業規律の維持に関し一切の責任を負わなければならない。

第2節 業務遂行上の費用増減・損害の発生

(一般的負担)

第17条 研修・施設管理運営業務を遂行するにあたり、費用の増減及び損害が発生した場合（甲が研修の実施回数等を変更したことにより、研修・施設管理運営業務を実施するために必要な経費（以下「見積金額」という。）に合理的な変動が生じた場合を除く。）における措置は、次の各号のとおりとする。

- 一 甲の責に帰すべき事由（研修の実施回数等の変更は除く。）により、研修・施設管理運営業務について費用の増加及び損害が発生した場合、及び第三者に損害を発生させた場合には、甲がこれらを負担する。
- 二 乙の責に帰すべき事由により、研修・施設管理運営業務について費用の増加及び損害が発生した場合、及び第三者に損害を発生させた場合には、乙は、速やかにこれを甲に届け出るとともに自己の責任においてこれらを負担する。ただし、乙が、実施要項、入札仕様書又は甲の指示を遵守したにもかかわらず、前段の費用、損害等が発生した場合は、甲がこれらを負担する。
- 三 法令の変更により、研修・施設管理運営業務について費用の増加及び損害が発生した場合には、次のイからハのいずれかに該当するときには甲がこれを負担し、これらを除くものに関しては、乙がこれを負担する。なお、費用が減少した場合は、委託費から、当該費用相当額が減額されるものとする。
 - イ 研修・施設管理運営業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
 - ロ 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）
 - ハ 上記イ及びロのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新

設・変更（税率の変更を含む。）

四 契約締結時に予期することができない物価の変動により、電力・ガス・水道に係る光熱水費の単価が変動した場合は、乙は、それらに係る契約で定められた単価の上昇がその単価の100分の3に相当する額を上限として負担し、これを超える額は、甲乙協議の上、甲が負担する。

五 契約締結時に予期することができない物価の変動により、研修・施設管理運営業務について費用が増加した場合は、乙は、委託費のうち当該事業年度分（本号においては、前号に掲げる電力・ガス・水道に係る光熱水費を除く。）の100分の3に相当する額を上限として負担し、これを超える額は、甲乙協議の上、甲が負担する。なお、費用が減少した場合は、委託費のうち当該事業年度分の100分の3を超える額については、甲乙協議の上、委託費から当該費用相当額が減額されるものとする。

六 その他の不可抗力により、研修・施設管理運営業務について費用の増加及び損害が発生した場合は、乙は、委託費のうち当該事業年度分の100分の1に相当する額を上限として負担し、これを超える額は、甲乙協議の上、甲が負担する。

- 2 前項における負担分が発生した場合には、甲乙協議の上、第21条第1項に定める委託費の支払時に精算して支払うことができるものとする。
- 3 乙は、第1項による費用の増減又は損害を軽減するため必要な措置をとり、費用の増減又は損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。
- 4 甲は、第1項の規定による請求があったときは、当該費用の増加又は損害の額のうち合理的な範囲内のものについて、これを負担しなければならない。

（研修・施設管理運営業務の内容の変更に伴う費用の増減）

第18条 研修・施設管理運営業務の内容が変更されたことに伴い、研修・施設管理運営業務について合理的な範囲内で費用が増加した場合であって、甲の要請による変更である場合（第2項に規定する場合を除く。）は、甲が当該費用の増加分を負担し、乙の要請による変更である場合は、乙が当該費用の増加分を負担する。なお、合理的な範囲内で費用が減少した場合は、委託費から、当該費用相当額が減額されるものとする。

- 2 甲が研修の実施回数等を変更したことにより、見積金額のうち当該事業年度に支払う委託費に相当する金額（以下「支払相当金額」という。）に合理的な変動が生じた場合において、その変動が支払相当金額の100分の3を超える場合は、実施要項に定めるところにより、甲乙協議の上、甲及び乙は委託費の変更の請求をすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、費用負担に関し、甲乙協議の上、別途定めることを妨げない。

（甲の求償）

第19条 甲が、本契約において乙が負担すると定めがあるにもかかわらず、第三者より請求を受け、これを当該第三者に支払った場合、乙に求償することができる。

- 2 乙は、前項の求償を受けた場合、直ちに当該賠償額を甲に対して、第 21 条第 3 項に定める割合による遅延損害金を付して支払う。

第 3 節 報告、調査及び評価

(報告、調査及び評価)

第 20 条 甲は、要求水準に適合した研修業務の遂行を確保するため、実施要項及び入札仕様書の定めに従って、研修業務の各業務について調査及び評価を実施し、乙は、甲の実施する評価及び調査に最大限協力するものとする。

- 2 調査及び評価に要する費用は、実績報告書及び各種報告資料の作成に要する費用並びに調査の実施のため乙が要した費用は乙の負担とし、それ以外については甲の負担とする。
- 3 甲は、実施要項に定めるとおり、研修業務について改善の要求を行うことができる。
- 4 乙は、前項の改善の要求を受けた場合、直ちにその状況及び理由並びに対応方針を甲に書面にて提出し、甲の承認を得なければならない。

第 3 章 委託費の支払

(委託費の支払)

第 21 条 甲は、乙に対し、研修・施設管理運営業務の実施に対する対価として、実施要項に定める内容及び方法にて、委託費を支払う。なお、本契約書及び実施要項に定めるところにより、委託費を増減することができる。

- 2 甲が、第 1 項の委託費の支払いを遅延したときの遅延利息の利率は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に定める財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率とする。
- 3 甲は、契約期間中、次の各号の掲げる場合を除き本契約で定めた委託費の見直しは原則として行わない。
 - 一 修繕・補修等による費用が本契約及び入札仕様書に定めた金額を超える場合で、別途甲乙協議を行い、その結果、甲が認めた場合
 - 二 その他本契約で定めた事由が発生した場合

(虚偽報告等による委託費の返還)

第 22 条 乙が実績報告書等に虚偽の記載を行っていたこと等により、乙の研修・施設管理運営業務が要求水準を充たしていなかったことが、後になるまで判明しなかったような場合、甲は、遡って委託費の減額の決定を行うことができるものとする。

- 2 乙は、前項の決定を受けた場合、受領済の委託費のうち、当該虚偽の記載がなければ、甲において減額し得た金額に前条第 3 項に定めた割合による遅延損害金を付加して返還しなければならない。

第4章 契約の終了等

第1節 期間満了による契約の終了

(期間満了による契約の終了)

第23条 契約期間の満了をもって、本契約は終了し、効力を失する。

第2節 契約解除権等

(甲の解除権)

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に通知した上で、委託費の支払いを停止し、又は本契約の全部又は一部を解除若しくは変更することができる。

- 一 偽りその他不正の行為により落札者となったとき
- 二 法第14条第2項第3号又は第15条において準用する第10条(第11号を除く。)の規定による民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき
- 三 本契約に沿った研修・施設管理運営業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき
- 四 前号に掲げる場合のほか契約において定められた事項について重大な違反があったとき
- 五 法令又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- 六 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき(本条に掲げる措置を履行しなかった場合を含む。)
- 七 乙又はその役職員その他研修・施設管理運営業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して受講者に関する情報等、研修・施設管理運営業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用したとき
- 八 暴力団員を業務を統括する者又は従業者として使用していることが明らかになったとき
- 九 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき
- 十 第6条第2項及び第3項の規定に基づき使用する第三者が暴力団又は暴力団関係者と知りながら、それを容認してその第三者に引き続き研修・施設管理運営業務の一部を委託し又は請け負わせていることが明らかになったとき

(乙の解除権)

第25条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは(第27条による場合は除く。)は、甲に通知した上で、本契約を解除することができる。

- 一 甲が委託費の支払いを遅延し、乙から催告を受けても、相当期間内に当該支払義務

を履行しないとき

二 甲が本契約に違反し、本契約の目的を達することが出来ないと認められるとき

(不可抗力事由による契約の終了)

第 26 条 不可抗力事由の発生により、研修・施設管理運營業務の遂行が不可能となり、その再開が不可能であることについて、甲及び乙が合意した場合、本契約は終了し、その効力を失う。

(国の政策の見直しによる本契約の変更)

第 27 条 国の政策の見直しの結果として本契約の変更が必要となる場合には、甲は乙に対して、本契約の内容または契約期間の変更を申し出ることができる。この場合、甲及び乙は当該申し出について誠実に協議をし結論を得るものとする。

第 3 節 契約終了時の措置

(委託費の精算)

第 28 条 第 25 条、第 26 条又は第 27 条の規定に基づき、本契約が終了した場合、甲は、乙の業務完了部分について算出される委託費を、乙に対して、支払わなければならない。

2 前項の場合、一月に満たない部分については、当月の委託費について、営業日数を分母として実施済の日数にて日割り計算して算出することとする。

3 第 21 条第 2 項に基づき減額措置が行われた場合、当該金額について乙は甲に還付することとする。

4 前項の減額措置については、甲は、第 1 項に基づく委託費の支払額から減額金額を控除して支払うものとする。なお、当該委託費を全額控除してもなお返還に不足する減額金額については、乙は、甲に対しその金額を直ちに支払うこととする。

(損害賠償)

第 29 条 第 24 条に基づいて本契約の解除がなされたときは、乙は、甲に対して、委託費の 100 分の 10 に相当する金額を直ちに違約金として支払わなければならない。ただし、同額を超過する費用の増加及び損害が発生したときは、甲がその超過分を請求することを妨げない。

2 第 25 条の規定に基づいて本契約の解除がなされたときは、甲は、乙に対し、当該解除により乙に発生した費用の増加又は損害の額のうち通常生ずべきものについて、これを賠償する。

(原状回復)

第 30 条 本契約が終了したときは、乙は、直ちに実施要項の定めに従い、原状回復作業を実施し、広島校の施設・設備・備品等を甲に対して明け渡す。

(引継)

第 31 条 乙は、本契約終了後、研修・施設管理運営業務が円滑かつ支障なく承継されるよう甲の指示に従い、遅滞なく引継を行うものとする。

第 5 章 その他

(公租公課の負担)

第 32 条 本契約に基づく研修・施設管理運営業務の遂行に関する租税は、実施要項及び入札仕様書で定めるものを除き全て乙の負担とする。

(秘密情報・個人情報の保持)

第 33 条 乙は、研修・施設管理運営業務に関して知り得た全ての情報のうち、次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について、本契約期間中及び契約終了後においても守秘義務を負い、当該情報を漏洩してはならない。また、研修・施設管理運営業務に関して取得した個人情報（以下「個人情報」という。）に関しては、次の各号に掲げるものにかかわらず、同様の義務を負うものとし、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 59 号）の規定に準拠して適正な管理のための必要な措置を講じるものとする。

- 一 開示の時に既に公知である情報
 - 二 甲が本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを承諾した情報
 - 三 乙が秘密保持義務を負うことなく正当な第三者から適法に入手した情報
 - 四 本契約締結前に乙が既に入手していた情報
- 2 乙は、研修・施設管理運営業務の遂行以外の目的で秘密情報及び個人情報を使用してはならない。
- 3 乙は、弁護士や公認会計士等への相談を行う場合など、相手方に守秘義務を負わせる限りにおいて、当該業務に必要な秘密情報及び個人情報を開示することができる。
- 4 乙は、各業務従事者をして、秘密情報及び個人情報を漏洩しない旨の誓約書を甲に対して提出させなければならない。
- 5 乙は、研修・施設管理運営業務に関して秘密情報及び個人情報が記載された各種計画書、報告書、資料その他一切の書面について、乙の業務従事者のみが立ち入ることのできる場所に設置された施錠のできる保管場所に保管しなければならない。
- 6 乙は、本契約が終了し、実施要項及び入札仕様書に定める関係資料の保存期間が経過した後、秘密情報及び個人情報の記載された書類等を全て甲に返還するか、若しくは甲の指示する方法で廃棄し、廃棄した旨の証明書を甲に提出しなければならない。

(知的財産権等の取扱い)

第 34 条 乙が、研修・施設管理運営業務遂行のため作成した資料類（以下「本著作物」と

いう。)に関する著作権は、甲又は第三者が著作権を有するものを除き、乙に帰属するものとし、甲に譲渡又は移転するものではないことを甲及び乙は確認する。ただし、研修・施設管理運營業務の終了後であっても、甲が本著作物を無償で使用・編集・複写（複写により生じた複製物の譲渡を含む）・貸与することを乙は同意するものとし、第三者が著作権を有する場合には、乙は当該第三者の同意を得るものとする。

- 2 乙は、甲に対し、本著作物が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利をも侵害せず、かつ合法的なものであることを保証する。
- 3 本著作物により権利侵害などの問題を生じ、その結果甲又は第三者に対して損害を与えた場合には、乙は、その責任と負担においてこれを処理する。
- 4 第一項に掲げるもののほか、乙が研修・施設管理運營業務を通して新たに発生させた知的財産権及びノウハウは、乙に帰属するものとする。

(通知)

第 35 条 本契約に基づく請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、原則として書面により行うものとする。

2 前項の請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、通知人たる当事者の選択により次の各号のいずれかの方法によらなければならない。

- 一 直接持参による交付
- 二 郵送又はクーリエサービス

3 前項第三号及び第四号による場合は、事後速やかに前項第一号又は第二号に定める方法により、正本を交付しなければならない。

4 第 1 項の請求、通知、報告、申出、承諾及び解除その他の連絡は、全て下記の通知・連絡先に宛てて行われなければその効力を生じない。ただし、本条に従った相手方に対する通知により、その通知・連絡先を変更することができる。

一 甲に対する場合・・・

住所 広島県広島市中区八丁堀 5 番 7 号

部署 独立行政法人中小企業基盤整備機構中国本部
企画調整部 企画調整課

電話番号 082-502-6300

二 乙に対する場合・・・住所

部署

電話番号

(本契約の変更)

第 36 条 本契約は、甲及び乙の書面による合意によってのみ変更することができる。

(存続条項)

第 37 条 契約期間が終了し、又は第 24 条、第 25 条、第 26 条若しくは第 27 条の規定に基づき本契約が終了又は解除された場合であっても、第 7 条、第 15 条、第 16 条、第 19 条、第 20 条第 1 項及び第 2 項、第 22 条、第 29 条、第 31 条、第 33 条並びに第 34 条については、各条項に定める対象事項が消滅するまで、引き続き効力を有するものとする。

(解釈)

第 38 条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、甲及び乙が誠実に協議の上、これを定める。

(準拠法)

第 39 条 本契約は、日本法に準拠する。

(活用言語)

第 40 条 この契約の履行に関して甲乙の間で用いる言語は、日本語とする。

(適用通貨)

第 41 条 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

(管轄)

第 42 条 本契約に関する紛争又は訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

別紙 1

用語の定義

- (1) 「法令」とは、法律、条例、政令、省令、若しくは規則、通達、行政指導若しくはガイドライン、裁判所の判決、決定、命令若しくは仲裁判断又はその他公的機関の定める一切の規定、判断若しくは措置等をいう。
- (2) 「入札仕様書」とは、甲が研修業務の入札手続に関して平成 25 年 11 月 8 日に公表した入札仕様書及び附属資料（その後入札までに公表されたそれらの修正を含む）をいう。
- (3) 「提案書類」とは、乙が研修業務の入札手続において、甲に対して提出した入札書及び企画書その他の資料並びに乙が本契約締結までに提出した一切の書類をいう。
- (4) 「甲が承認した提案書類」とは、前記「提案書類」のうち、甲が、本契約締結までに修正・撤回を求めたものを除く一切の書類をいう。
- (5) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地滑り、落盤、落雷、地震その他の自然災害、又は火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常予見可能な範囲を超えるものであって、甲及び乙のいずれの責に帰すことができないものをいう。ただし、法令の変更はこれに含まれない。
- (6) 「仕様内容等」とは、実施要項、入札仕様書、甲が承認した提案書類をいう。